

再意見書

2023年3月8日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6 階

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

会長 久保 真

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和5年2月23日付けで公告された接続約款の変更案に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>コロナ禍でも輻輳のない高品質な通信を継続出来たのは「VNE 要望ベースの増設」が可能だったからであり、将来においても「VNE 要望ベースの増設」の継続はエンドユーザ様の高品質通信確保の観点から必須と考えております。</p> <p>また、自らの投資判断に責任を持つべきという観点から「利用中止した事業者が利用中止費を負担する」という現行算定方式は適切と考えており、利用中止した事業者が利用中止費を負担しない場合、翌々年度の利用料金として VNE 事業者全体で負担する事になる事から、利用料金が上昇し、かえって新規参入障壁となる可能性があると考えております。</p> <p>経済産業省・総務省による「デジタルインフラ（DC 等）整備に関する有識者会合中間とりまとめ」においては、将来のトラフィック予測として 2021 年 5 月時点の 24Tbps に対して、2031 年 5 月時点では 760Tbps と今後 10 年で 30 倍に増加すると予測されています。</p> <p>(https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220117001/20220117001-2.pdf)</p> <p>単県 POI の増設が完了したとしても、トラフィック増が継続している限り GWR の増設・利用中止は発生するため、トラフィック増が継続している間は、VNE 要望ベースでの増設と、利用中止した事業者が利用中止費を負担するという措置を維持すべきであると考えます。</p> <p>(一般社団法人 IPoE 協議会)</p>	<p>IPoE 協議会が主張されるように、トラフィックが増加し、利用ポート数が増加する局面においては、利用中止が生じたポートを他事業者に転用することは容易であり、他の事業者に不当に転嫁されることは現実問題として生じないと考えられます。特に IPoE の GWR は、事業者ごとに装置を購入しているものではなく、共通の装置を各事業者で共用しているのであり、各社が使用中のポート数に比例して料金を支払うことは公平と考えられます。利用中止をした事業者に装置本体の償却費を負担させるのは、利用中止をした側の負担で残りの事業者の負担を軽減することになり、不当です。</p> <p>制度上、利用中止した設備の転用が可能な場合は残存価格の支払いを要しないこととなりますが、利用中止のタイミングと転用のタイミングが合うとは限らないことや、NTT 東西の転用可否判断の運用が不明な中、接続事業者に予測困難な事情で利用中止費が変わることも、IPoE への参入のハードルとなりえます。</p> <p>IPoE 協議会は、「トラフィック増が継続している間」の経過措置の維持を主張されますが、GWR が法令上各事業者共通の機能として接続料化されたことを事実上無期限で有名無実化するものであり、容認できません。法令の原則をどうしても曲げなければならない積極的な理由がない</p>

	<p>限り、当協会の先の主張のとおり、直ちに法令本則の適用にすべきです。</p> <p>そもそも、NNI（NGN と ISP 網の分界点）の NGN 側において輻輳が生じないように設備を増強するのは NTT 東西の責任であり、PPPoE 方式、IPoE 方式を問わず ISP(VNE)側が負担する性質のものではないことについては、再度確認されるべきです。</p>
--	---

別紙

（他事業者・団体の敬称は略させていただきます。）